農業委員会総会議事録

（令和８年５月１１日開催分）

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時　令和８年５月１１日（月）午後３時１０分
場所　熊本市中央区二の丸１番１−２号　桜の馬場城彩苑　多目的交流施設

農業委員２４名

1番　西冨　大二郎	2番　深水　進	3番　西村　清敏
4番　牧坂　邦夫	5番　福原　幸一	6番　葭村　誠一
7番　網田　稔	8番　徳永　芳也	9番　東　哲治
10番　田中　敏郎	11番　田中　友博	12番　森山　哲也
13番　林田　智博	14番　谷口　憲治	15番　坂本　修
16番　内田　勤矢	17番　宮本　淳一	18番　松田　則康
19番　上村　悦美	20番　福嶋　徳行	21番　上島　惠二
22番　木下　三智也	23番　牧野　正治	24番　上田　隆幸

午後　　３時　　１０分　開会

事務局　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数２４名全員出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会　　長　　皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の総会はゴールデンウイーク明けの開催ですので、地区委員会などの総会準備が短い期間での実施となり、何かと大変だったのではないかと思います。本当にお疲れさまでした。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積促進計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局　　ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第４条に基づき、会長が議

長となり、議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事に入りますが、議事に入るにあたり、総会次第３の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。
本日の議事録署名者には、７番の網田稔委員と８番の徳永芳也委員を、書記に事務局の平井高志主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。
本日の議事は、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請から第８号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの８件でございます。
議案書の修正がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議案書の修正をお願いいたします。
最初の目次のページです。第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請の件数でございます。２３件を２２件に、それから、件数の合計３０１件を３００件に、それから、１２ページ、第３号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請の４番、備考欄でございます。更新期間３年とありますが、１年に、それから、１７ページ、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請の２０番、取下げのため、斜線で削除をお願いいたします。
以上でございます。

議　　長　　初めに、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請４１件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、農地法第３条第２項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、１番、お願いします。

１２番　森山哲也委員
１２番委員、森山です。
１番から６番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１番は、新規就農のための所有権移転の申請です。
譲受人は、障害者福祉サービス業を営む事業所の代表で、申請地にはクロモジ、ヨメナやホーリーバジルなどの薬草を作付される計画です。

譲受人には、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取りを行った結果、何ら問題ないと判断いたしました。

２番は、妻へ持ち分２分の１を贈与する所有権移転の申請です。

譲受人は、ねぎ、ほうれん草を栽培されている専業農家で、申請地には引き続き、ねぎ、ほうれん草を作付けされる計画です。

３番、４番は関連で、孫への遺贈に伴う、所有権移転の申請です。

譲受人は、それぞれ生花業を営んでいる兄妹で、申請地には、ひまわり、ケイトウ、ユーカリなどを作付けされる計画です。

譲受人は、農地取得が初めてであったため、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取りを行った結果、何ら問題ないと判断いたしました。

５番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。

借受人は、水稲、ブロッコリーやほうれん草を栽培されている兼業農家で、申請地にはブロッコリーやほうれん草を作付けされる計画です。

６番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は、水稲、玉ねぎや大根を栽培する兼業農家で、申請地には水稲を作付けされる計画です。

以上６件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま１番から６番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようでございますので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、７番。

１６番　内田勤矢委員

１６番委員、内田です。

７番と８番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

７番は、甥への贈与に伴う所有権移転の申請です。

譲受人は、果樹を栽培されている専業農家で、申請地では許可後もミカンを栽培される計画です。

８番は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借権設定の申請です。

借受人は、水稲、果樹を栽培されている専業農家で、申請地では許可後もミカンを栽培される計画です。

以上２件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございます。

ただいま７番、８番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、９番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

９番から１３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

９番と１０番は関連で、後の農地法第５条の申請、７番の営農型太陽光発電設備設置に伴う申請です。

９番は、農業法人が下部の農地で営農を継続するため、使用貸借権

を設定する申請です。

契約期間については３年間で、下部の農地では水稲を作付される計画です。

１０番は、発電事業等を営む法人が営農型太陽光発電設備設置に伴い、区分地上権を設定する申請です。これは、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるときに、設置者は空中部分を利用することから、３条許可が必要とされるためです。

なお、支柱等の部分については、同時に５条も申請されております。

１１番は、兄への贈与に伴う所有権移転の申請です。

譲受人は、水稲を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

１２番と１３番は関連で、共有名義から単独名義へ変更するため、姉妹間で持分を移転する申請です。

申請人は、いずれも自家消費用として露地野菜を栽培されており、申請地では引き続きピーマン、オクラ、ミニトマトなどの露地野菜を栽培される計画です。

以上５件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま９番から１３番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、１４番。

１３番　林田智博委員

１３番委員、林田です。

１４番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１４番は、親族への贈与に伴う所有権移転の申請です。
譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には許可後、タマネギを作付される計画です。
以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。
ただいま１４番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１５番。

２４番　上田隆幸委員
２４番委員、上田です。
１５番及び１６番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。
１５番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。
譲受人は、露地野菜を作付しており、許可後、申請地にてブロッコリーやホウレンソウなどの露地野菜を作付する予定です。
１６番は、兄へ贈与による所有権移転の申請です。
譲受人は、露地野菜を作付しており、許可後、申請地にてタマネギやニンジン等の露地野菜を作付する予定です。
以上２件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１５番、１６番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１７番。

７番　網田稔委員

７番委員、網田です。
１７番から２４番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１７番は、経営拡張による所有権移転の申請です。
譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されており、許可後は水稲を作付される計画です。
１８番は、経営拡張による所有権移転の申請です。
譲受人は、水稲、植木を栽培されており、許可後は水稲、植木を作付される計画です。
１９番から２４番までは、継続審議となった案件で、第２号議案、事業計画変更承認申請１番、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請１６番から１８番までと関連です。
１９番から２１番までは、営農型太陽光発電設備の設置に伴い、農地所有適格法人が下部農地に使用貸借権を設定し、営農を行うための申請、２２番から２４番までは、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、設置者が農地の空中部分を利用することから、区分地上権を設定するための更新４回目の許可申請です。
前回、地区委員会の現地確認において、サカキの状態を確認したところ、植栽状況と今後の収量見込みに疑義が生じたため、継続審議となった案件です。今回、営農計画を見直し、枯死、間伐により反収を下回ることがないよう植樹数を増やした計画書の提出があり、継続した適正管理が行われることを確認しました。契約期間につきましては１

年間の申請です。

区分地上権設定は、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるときに設置者は空中部分を利用することから、３条許可が必要とされるための申請です。

なお、支柱等の部分については、同時に５条の申請を行っております。

以上８件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございます。

ただいま１７番から２４番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２５番。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。

２５番から３０番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

２５番は、経営拡張のため、所有権を移転する申請です。

譲受人は、水稲、麦を栽培している専業農家で、許可後は麦を作付する計画です。

２６番は、自家消費のため、賃貸借権を設定する申請です。

借受人は無職ですが、申請地は自宅から近く、実家の農業手伝いの経験を生かし、自家消費用として夫婦で耕作する予定です。許可後はカボチャ、ダイコン、サツマイモを作付される計画です。

２７番は、経営拡張のため、所有権を移転する申請です。

譲受人は、水稲を栽培している専業農家で、許可後は水稲を作付す

る計画です。

２８番から３０番までは関連で、自家消費のため、所有権を移転する申請です。

譲受人は、就労継続支援Ｂ型事業所を営む社会福祉法人で、施設利用者の日中活動の充実や障がい者への理解も促進できるものと考えており、利用者２０人程度で農作業を行うため、申請地を取得するものです。許可後は、施設で消費するシイタケ、タマネギ、ニンニク、サツマイモを作付する計画です。

以上６件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございます。

ただいま２５番から３０番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、３１番。

１４番　谷口憲治委員

１４番委員、谷口です。

３１番から４１番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

３１番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は、水稲を栽培される専業農家で、申請地には新たに栗を作付される計画です。

３２番は、使用貸借権を設定し、孫へ貸し付けられる申請です。

借受人は、スイカを栽培される専業農家で、申請地には引き続きスイカを作付される計画です。

３３番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。

借受人は、水稲、麦などを栽培される専業農家で、申請地には麦を作付される計画です。

３４番は、令和３年から賃借権を設定された借入地を取得するため、所有権を移転される申請です。

譲受人は、水稲、麦を栽培される専業農家で、申請地には引き続き麦を作付される計画です。

３５番は、新規就農のための所有権移転の申請です。

譲受人には、先日の地区委員会に出席をお願いし、営農計画等について聴き取り調査を行っております。申請地にはサトイモ、ブロッコリーなどを作付される計画で、農作業には、自営業の傍らですが、ご主人も従事されるということです。

なお、生産した野菜は、マルシェや道の駅での販売を予定されています。

聴き取り調査の結果、新規就農者としての要件については何ら問題なく、許可相当と判断いたしました。

３６番は、新規就農のための所有権移転の申請となっておりますが、この件は今年３月、農地法第３条の許可を受けた３筆のうちの１筆について、都合により取得できなくなったことから、前回の許可証を返納し、残りの２筆について再申請されたものです。

なお、営農計画などについては、前回の申請時に聞き取り調査を行い、問題ないことを確認しておりますので、今回は地区委員会への出席は願っておりません。

３７番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は、イチゴ、水稲を栽培される専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

３８番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は、スイカ、トマトなどを栽培される兼業農家で、申請地にはスイカを作付される計画です。

３９番、４０番は関連で、耕作の便宜上交換するための所有権移転の申請です。

３９番の譲受人は、畜産業を営む専業農家で、申請地には飼料用の牧草を作付される計画です。

４０番の譲受人は、水稲を栽培される専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

４１番は、自家消費のための所有権移転の申請です。耕作面積が０となっておりますが、譲渡人は会社を退職して実家の農業を引き継いでおられます。現在は農業に専念されていることから職業は農業とな

っております。今回の申請地につきましては、ネギ、サトイモなど自家消費用の野菜を作付される計画です。

以上１１件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、いずれも農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当のものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま３１番から４１番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第２号議案、事業計画変更承認申請１件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

７番　網田稔委員

７番委員、網田です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１番は、１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請１９番から２４番及び４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請１６番から１８番と関連です。先月の総会において継続審議となった案件です。

事業計画変更の内容は、作付するミョウガの収穫が見込めないことから、サカキへ変更するものです。

以上１件、さきの地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面を協議・検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、承認することに決定いたします。

続きまして、第３号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請４件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員

１番委員、西冨です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、個人が貸駐車場へ転用する許可申請です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、申請地からおおむね３００ｍ以内に高速道路の出入口がある第３種農地と判断されます。申請地の周辺は、くまもと空港、益城インターをつなぐ道路が縦横に整備され、企業・商業施設の進出や戸建て住宅、病院、学校等の宅地化が進み、また、パークアンドライドとして実施する駐車場が展開されている地域で、駐車場の需要があっているところです。

土地利用計画は、主に隣接するレンタカー事業者への貸駐車場として使用する計画で、普通車１２７台分を整備するとのことで、転用面積としては妥当なものと判断されます。

工事期間は、許可後から令和８年１２月３１日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

また、申請地における開発等の許可は不要ですが、宅地造成等工事規制区域で、造成に伴う許可が必要とのことですが、許可の見込みがあることを担当課に確認しております。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺に農地がな

いことから、農地の営農条件に支障を生ずるおそれはありません。
許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。
以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
なお、１番は、転用面積が３，０００㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。
次は、２番。

１１番　田中友博委員
１１番委員、田中です。
２番と３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
２番は、貸駐車場への転用許可申請です。
農地区分は、１０ｈａ未満の広がりのない生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。
土地利用計画は、転用面積８２１㎡に普通自動車２８台分の駐車場を整備し、近隣住民へ貸し付ける計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。
資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。
申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土は１０ｃ

m未満のため、規制対象外であることを確認いたしております。

工事期間は、令和８年９月３０日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

３番は、貸資材置場及び貸駐車場への転用許可申請です。

農地区分は、１０ｈａ未満の広がりのない生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積１，５３８㎡に建築用足場の資材置場と社員及び来客用としての普通自動車３０台分の駐車場を整備し、近隣の建築用足場レンタル業を営む法人へ貸し付ける計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土の計画は２０ｃｍのため、規制対象外であることを確認いたしております。

工事期間は、令和８年９月３０日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上２件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議・検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番、３番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、４番。

２２番　木下三智也委員

２２番委員、木下です。

４番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

４番は、営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う更新４回目の一時転用の許可申請です。

下部の農地では、ミョウガを栽培されており、先月の総会において、直近の生産状況報告における出荷量を証する書面を求めましたが、提出されず、単収の確認ができないことから、継続審議とした案件です。

今回、営農者から出荷伝票が提出され、地域の平均的な単収３００ｋｇと比較して、その８割を超える２８７．８ｋｇの単収の確認ができたため、審議をお願いするものです。

申請地の農地区分は甲種農地で、原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するものとして、不許可の例外に該当すると判断しました。

土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。

設備の内容は、事業面積４，２４４㎡に高さ２．１ｍから２．５ｍの支柱を立て、太陽光パネル１，６２０枚、発電量４１３．１ｋＷ、遮光率９０．４％で、パネルの直下面積は２，８７０㎡、支柱部分などの転用面積は、パネル支柱３２４本、フェンス支柱１３１本とキュービクル受電装置で３６．１㎡です。

また、支柱を含め、営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了時に転用実行者の責任と費用によって当該設備を解体・撤去する旨の確約書が提出されており、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れもないものと判断されます。

なお、これまでの転用期間３か年において提出された栽培実績書によると、国の地域特産野菜生産状況調査を基にした地域の平均的な単収３００ｋｇに対して、いずれの年も８割以上の単収があったと報告されており、知見を有する者の所見でも、引き続き適正な防除や土壌管理などを行うことにより、収量の確保は十分可能であると記載されています。

しかしながら、申請地は、昨年８月の豪雨により浸水被害に遭っており、今後のミョウガの生育状況によっては、土壌改良や作物転換が必要となる場合も想定されます。

このようなことから、今回の一時転用期間は１年が妥当であると判断し、今後は地区委員会として、営農状況の定期的な確認や現地調査を行いながら、適切に営農が継続されるよう助言や指導を行っていく

こととといたしました。
以上１件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議・検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。
ただいま４番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
なお、４番は営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。
続きまして、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請２２件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員
１番委員、西冨です。
１番から６番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１番は、土木建築業を営む法人の代表者が所有権を取得して、経営する会社へ使用貸借権を設定して、貸資材置場として使用する許可申請です。
農地区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域である第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに該当するものと判断し

ました。

土地利用計画は、隣接する資材置場と一体的に利用し、不足する廃土置場として利用する計画です。申請地は、宅地造成等工事規制区域内ですが、規制に係る許可は不要であることを事業計画書で確認しております。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の排水路、通路等に影響がないようにすることも事業者に確認しております。

なお、区長からの排水同意書、土地の所有者からのこれまで農地として利用していなかったことに対する顛末書の提出がされております。

許可後は速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

２番は、申請人の父が所有する農地に使用貸借権を設定して、個人住宅へ転用する許可申請です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の２種が埋設されている道路の沿道区域であって、申請地からはおおむね５００ｍ以内に２つの公益的施設がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、１階建て個人住宅１棟、駐車場３台分、水路後退を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。

工事期間は、令和８年５月２９日から令和８年１２月３１日までの見込みで、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書の写しが提出されております。また、農区長からの排水同意書も添付されております。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。

３番は、建築工事業等を営む法人が所有権を取得して、建売住宅へ転用する許可申請です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。代替地の検討も複数されたとのことですが、ほかに適当な場所が見当たらなかったとのことです。

土地利用計画は、総転用面積１，１３９㎡、他地目を含む総事業面積２，６４６．６８㎡に戸建て住宅１０棟及び新設道路を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。

工事期間は、令和８年９月２６日から令和１２年８月３１日までの見込みで、集落内開発制度の指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答書の写しが提出されております。

資金計画、排水計画に問題はありません。許可後、速やかに工事に着手することを確認しております。

４番は、申請人の義父が所有する農地に使用貸借権を設定して、個人住宅へ転用する許可申請です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。代替地を検討されたとのことですが、適当な土地が見つからず、義父が所有する農地が生活環境及び交通の利便性に恵まれ、隣接地にも妻の両親が居住していることから、申請地を選定したとのことです。

土地利用計画は、木造平家建て個人住宅１棟及び２台分の駐車場を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。

工事期間は、令和８年６月２０日から令和８年１０月２０日までの見込みで、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答書の写しが提出されております。

資金計画、排水計画に問題はありません。許可後、速やかに工事に着手することを確認しております。

５番と６番は、同一の土地利用計画による関連案件で、５番は、建築工事業を営む法人が所有権を取得して、建築条件付売買予定地へ転用し、６番は。申請人の父親が所有する農地に使用貸借権を設定して、個人住宅へ転用する許可申請です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の２種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００ｍ以内に２つの医療機関がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、個人住宅の敷地を合わせた宅地として１２区画を予定し、建築条件付売買予定地１１区画、個人住宅１棟及び新設道路を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。

工事期間は、令和８年６月１日から令和１１年６月３０日までの見込みで、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査回答書の写しが提出されております。建築条件付売買予定地としての農地の転用の要件は、事業計画書で確認済みです。

資金計画、排水計画に、５番、６番とも問題はありません。許可後、速やかに工事に着手することを確認しております。

以上６件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま１番から６番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、７番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

７番から１３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

７番は、発電事業等を営む法人が地上権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置する一時転用申請です。

農地区分は、農用地区域内の農地で原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するものとして、不許可の例外に該当すると判断しました。

土地利用計画は、下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、自己託送により当該法人の各施設に送電することで、経営効率化を図る計画です。

設備の内容は、申請地面積１，９９０㎡に高さ３ｍから３．３５９㎡の支柱を立て、太陽光パネル１５８枚を設置されます。一時転用面積は、パネル支柱９８本、フェンス支柱９５本等の計０．８１㎡で、発電容量は９９ｋＷ、遮光率３４％程度、パネルの直下面積は１，２９５㎡です。

下部の農地につきましては、引き続き水稲を栽培される計画で、添付書類として営農計画書、営農への影響見込み及び地域の平均的な単収等の根拠となる関連データ、知見を有する者の意見書が添付されています。また、支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要

な資力を証する資金証明書に加え、事業終了時に設備の撤去費用を負担することの誓約書、毎年の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書が提出されております。

周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれもないと判断されます。また、電力会社からの発電設備の契約申込みについて、承諾する旨の回答書も添付されております。

工事期間は、令和８年６月１日から令和８年８月３１日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

なお、申請地は地域計画の区域内にありますが、令和７年１０月２８日に開催された地域計画に係る協議の場において、地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認いたしております。

以上のことから、一時転用面積の３年間の申請については適当であると判断いたしました。

８番から１２番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。

農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積１，８４９㎡に建築条件付売買予定地８区画を造成される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。

工事期間は、令和９年３月３１日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

１３番は、個人が所有権を移転して貸資材置場へ転用する申請です。

農地区分は、１０ｈａ未満の広がりのない生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、本申請地が自宅兼事務所の隣接地で、恒久的に使用する目的で申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積１９１㎡、他地目を合わせた総事業面積２５４．９９㎡にコンプレッサー２台、バックホウバケット、仮設足

場材などの土木資材置場を整備し、譲受人が経営する法人に貸し付ける計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

申請地は盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土の計画は３０ｃｍのため、規制対象外であることを確認いたしております。

工事期間は、令和８年９月３０日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上７件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

７番から１３番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

なお、７番は営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

次は、１４番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。

１４番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１４番は、建設業を営む法人が所有権を移転し、資材置場や駐車場への転用許可申請です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周

辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建設用の資材置場と工事用車両及び販売用中古車両４台を配置する計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土の厚さが３０ｃｍを超えない工事であり、許可不要工事であることを申請者へ確認しております。

工事期間は、令和８年１２月３１日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査・確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１４番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、１５番。

７番　網田稔委員

７番委員、網田です。

１５番から１８番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１５番は、個人が所有権移転し、貸し駐車場として提供するための転用許可申請です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、

申請地を選定されております。

土地利用計画は、普通車両３台分、トラック２台分を個人の親族が経営する運送業に貸付けする計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等は問題ありません。

なお、申請地は既に埋土されており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。

１６番から１８番は関連で、１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請１９番から２４番及び２号議案、事業計画変更承認申請１番と関連です。先月の総会において継続審議となった案件です。

今回、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新及び作物変更に伴う３条申請に併せての申請で、期間は１年間となっています。

農地区分は１０ｈａ以上の広がりのある一団の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置などの一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、太陽光パネル１，２１２枚、パネルの高さ２．２ｍから３．８７ｍ、遮光率７１．４％、発電能力３６３．６ｋＷで、支柱部分等に当たる転用面積は１．２４㎡です。

営農者は、別途農地法第３条により土地所有者と契約した法人で、太陽光発電設備の下部面積２，７５１㎡においてはサカキを作付する予定です。

営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、平均的な単収などの数値、九州電力との接続に関する証明書、また、知見を有する者の意見書も添付されております。

資金計画、排水計画、隣接への被害防除とも問題ありません。また、支柱を含めた営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了などによる原状回復のため設備撤去なされる場合は、当該設備を解体撤去する旨の確約書が提出されております。

以上４件、先日の地区委員会で現地調査・確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま１５番から１８番までについて、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

なお、１６番から１８番までは、営農型太陽光発電設備の一部転用ですので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

次は、１９番。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。

１９番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１９番は、不動産業を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地７４㎡のうち傾斜部分を除く４２．０３㎡を資材置場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。

資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業内容から、周辺農地への影響もないものと思われます。

また、申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土・切土を行わないことを申請者へ確認しております。

工事期間は、令和９年５月３１日完了予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１９番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、２１番。

１４番　谷口憲治委員

１４番委員、谷口です。
２１番から２３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
２１番は、所有権を移転し個人住宅へ転用する申請です。
農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては代替地を検討されましたがほかに適当な土地がなく、祖父が所有する申請地を選定されたものです。
土地利用計画は、申請地２筆合わせて４９９．０８㎡に木造平家建て住宅１棟を建築される計画で、転用面積は適当なものと判断いたします。
資金計画、給排水計画に問題はなく、転用により周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないものと思われます。
集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが開発行為事前審査の回答済みです。
工事期間は、令和８年８月１日から令和８年１１月２０日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。
２２番は、所有権を移転し個人住宅へ転用する申請です。
農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地を検討されましたがほかに適当な土地がなく、父が所有する申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地３００㎡に木造平家建て住宅１棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。

資金計画、給排水計画に問題なく、転用により周辺農地等の営農に支障を及ぼすおそれもないものと思われます。

集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが開発行為事前審査の回答済みです。

工事期間は、許可日から令和９年２月２０日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

２３番は、所有権移転による墓地への転用申請です。

現地は既に墓地として使用されております。この墓地は５０年ほど前に農地転用の許可を受けずに譲受人の祖父が墓を建てられ、１５年ほど前には譲受人の父親による建て替えが行われ現在に至っております。

昨年１２月、譲受人と譲渡人の間で売買の話がまとまり所有権移転登記の手続を進めておられましたが、登記には農業委員会の許可が必要であることが判明し今回申請されたもので、申請にあたっては、今後このようなことがないよう十分注意する旨の始末書が添付されております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第２種農地と判断されます。

土地利用状況は、申請地１１７㎡を墓地として利用されており、一部空きスペースがありますが許可後は目隠し用の植栽を計画されており転用面積は適正なものと判断いたします。

既に転用されていますが、これまでの周辺農地の営農への支障はなく、今後も支障を及ぼすおそれはないものと思われます。

なお、墓地、埋葬等に関する法律による手続については熊本市生活衛生課に照会し、手続は不要であることを確認いたしております。

以上３件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま２１番から２３番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
続きまして、第５号及び第６号議案でございます。
この件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　第５号議案及び第６号議案は関連ですので、併せて説明いたします。
まず、第５号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。
一覧は、議案書１９ページの表をご覧ください。
まず、所有権移転です。
明細は、議案書２０ページの１番から２３ページの２２番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが１４件、同じく熊本県農業公社の買入れが８件で、面積は２２件合わせて、田６万２２７㎡、畑６，７５４．７２㎡、合計６万６，９８１．７２㎡となっております。
次に、農地中間管理機構との貸借です。
明細は、議案書２３ページの２３番から５７ページの２１５番までの１９３件となっており、契約期間は、６年未満が８３件、６年以上１０年未満が１件、１０年以上が１０９件、面積は、１９３件合わせて田６２万８，７７９㎡、畑９万８，２６７㎡の合計７２万７，０４６㎡で、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物及び果樹を予定されております。
続いて、第６号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。
明細は、議案書５８ページの１番から６１ページの１５番までの１５件となっております。
なお、議案第５号及び議案第６号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くことになっておりますので、併せて確認をお願いいたします。
以上、説明を終わります。

議　　長　　ただいま事務局から説明がございましたとおり、第５号及び第６号議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととされておりますので、内容のご確認をいただき、ご意見などございましたら、お願いいたします。

一　　同　　なし。

議　　長　　ありがとうございます。
それでは、この議案について、承認される方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。
議　　長　　ありがとうございます。
全員承認と認めますので、原案どおり承認することに決定します。
続きまして、第７号議案、納税猶予に関する適格者証明願１件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員
１番委員、西冨です。
１番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。
１番は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。
願出人は、対象農地１１筆を願出人自ら適正に耕作されていることを地元委員が確認しております。
以上１件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定します。
続きまして、第８号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願１件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員
１番委員、西冨です。
１番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。
１番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。
願出人は、対象のうち５筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。
以上１件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。
続きまして、次第５の報告事項です。

事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案書のカラーページ、報告事項一覧をご覧ください。
１番から１１番までの合計１４０件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議　　長　　次に、次第６のその他です。
何かございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ないようですので、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第１８条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局　　ありがとうございました。
それでは、これにて閉会いたします。
なお、次回の総会は、６月９日火曜日、場所は今回と同じ城彩苑２階の多目的交流施設になりますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　お疲れさまでございました。

閉　　会　午後４時２３分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和８年５月１１日

議　　長　　福　原　幸　一

署名委員　　網　田　稔

署名委員　　徳　永　芳　也

書　　記　　平　井　高　志